

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 令和6年12月27日

【中間会計期間】 第39期中(自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)

【会社名】 会津鉄道株式会社

【英訳名】 Aizu Railway Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鈴木 重敏

【本店の所在の場所】 福島県会津若松市材木町一丁目3番20号

【電話番号】 0242-28-5885

【事務連絡者氏名】 総務企画部 部長 渡部 浩二

【最寄りの連絡場所】 福島県会津若松市材木町一丁目3番20号

【電話番号】 0242-28-5885

【事務連絡者氏名】 総務企画部 部長 渡部 浩二

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第37期中	第38期中	第39期中	第37期	第38期
会計期間	自 令和4年 4月1日 至 令和4年 9月30日	自 令和5年 4月1日 至 令和5年 9月30日	自 令和6年 4月1日 至 令和6年 9月30日	自 令和4年 4月1日 至 令和5年 3月31日	自 令和5年 4月1日 至 令和6年 3月31日
売上高 (千円)	152,321	174,686	180,635	319,143	357,577
経常損失 (千円)	225,995	191,509	187,298	392,401	329,794
中間(当期)純利益又は 中間(当期)純損失() (千円)	38,949	36,107	53,115	573	6,229
持分法を適用した場合 の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
発行済株式総数 (株)	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
純資産額 (千円)	155,092	158,506	147,728	194,614	200,844
総資産額 (千円)	652,765	723,970	656,055	717,764	594,922
1株当たり純資産額 (円)	5,169.73	5,283.53	4,924.28	6,487.15	6,694.80
1株当たり中間(当期) 純利益金額又は 中間(当期)純損失金額 () (円)	1,298.30	1,203.56	1,770.52	19.11	207.64
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益金額 (円)					
1株当たり配当額 (円)					
自己資本比率 (%)	23.8	21.8	22.5	27.1	33.76
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	235,414	204,293	236,023	141,933	234,549
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	124,524	169,957	204,269	222,621	213,885
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)					
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	133,201	162,922	181,003	128,585	149,249
従業員数 [外、平均臨時 雇用人員] (人)	67 [5]	66 [5]	63 [6]	65 [5]	63 [7]

- (注) 1. 当社は、中間連結財務諸表を作成していないので、中間連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 売上高には、消費税等は含まれていません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社がないため記載していません。
4. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

令和6年9月30日現在

従業員数（人）	63[6]
---------	-------

(注) 従業員は就業人員数(社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時従業員数は[]内に当中間会計期間の平均人員を外数で記載しています。

(2) 労働組合の状況

労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等若しくは経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等に重要な変更はありません。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。
また、新たに生じた事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

2 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて、重要な変更はありません。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当中間会計期間における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当中間会計期間の営業収益は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行されてから2年目の年となり、特にインバウンドを含む団体旅行者の回復が著しく、前年同期に比べ82.9%増加するなど、観光需要が高まってきたことから180,635千円(前年同期174,686千円)となりました。

一方、費用については、前事業年度から続く原油高の影響を受け、軽油及び電気料の高騰により動力費及び燃料費が前年同期に比べ1,511千円(5.5%)増加しましたが、役員退職金の減少や減価償却費の減少、業務委託費の減少により、営業損失は196,531千円(前年同期200,114千円)、経常損失は187,298千円(前年同期191,509千円)となりました。

これに対し、公共交通の安定化を図る見地から、福島県及び会津地方17市町村から安定化補助金の交付を受け特別利益に計上したことから当期純損失が53,115千円となりました。

キャッシュ・フローの状況

(キャッシュ・フローの状況)

当中間会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末に比べ31,753千円増加し、181,003千円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における営業活動の結果による資金の増加は236,023千円(前中間会計期間は204,293千円の資金の増加)となりました。これは主に、補助金工事に係る未払金の増加や役員退職慰労金引当金の増加、また、商品販売に伴う棚卸資産の減少及び営業債権の減少等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における投資活動による資金の減少は204,269千円(前中間会計期間は169,957千円の資金の減少)となり、前中間会計期間に比べ34,312千円減少しました。これは主にマクラギやレール交換によるもので、前中間会計期間に比べマクラギ交換が200本増加したことや、レール交換に伴う踏切道の改修によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、該当事項がありません。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

該当事項はありません。

b. 受注状況

該当事項はありません。

c. 販売実績

当中間会計期間における運輸成績は次のとおりであります。

種別		単位	実績	前年同期比(%)
営業日数		日	183	100.0
営業キロ		キロ	57.4	
走行キロ		千キロ	252	102.4
旅客人員	定期	千人	104	105.0
	定期外	"	126	114.5
	計	"	230	110.0
旅客収入	定期	千円	35,295	101.7
	定期外	"	101,336	109.1
	計	"	136,631	107.1
運輸雑収入		"	24,738	99.1
旅行業収入		"	550	119.5
商品売上収入		"	18,714	85.9
収入合計		"	180,635	103.4

(注) 上記金額には消費税等は含まれていません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されています。この財務諸表の作成にあたって、会計方針に基づいていくつかの重要な見積りを行っており、経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断しているが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。重要な会計方針については、「第5 経理の状況 1 中間財務諸表等 注記事項(重要な会計方針)」に記載のとおりであります。

当中間会計期間の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社は、鉄道事業の基本である、「安全・安定輸送の確保」を最優先事項に掲げ、老朽設備の更新など安全対策に全社一丸となって取りくむとともに、地域生活輸送、観光輸送及び首都圏直結輸送という使命を果たすべく、事業を行ってまいりました。

収益面では、当事業年度は、コロナ禍中止としていた首都圏への旅行(大相撲観戦ツアー)を再開したほか、社員自らコーヒー豆を挽き車内でカフェを楽しむカフェトレインを運行するなど、新たな企画列車の運行も行いました。また、昨年から行っている、アテンダントによる白虎隊衣装でのおもてなしをお座トロ展望列車内で行い、多くのお客さまに喜んでいただいたところです。更には、他社との連携による東武鉄道「DL大樹」の会津若松直通運転や、お座トロ展望列車で行く「只見線秋の旅」を5回実施し、多くのお客さまにご利用いただいたところです。

一方、費用面については、前事業年度に引き続き軽油の高騰、電気料の値上げなどにより動力費及び燃料費が前年同期に比べ1,511千円(5.5%)増加するなど、依然として厳しい状況が続いており、更なる経費削減や増収施策を図り、経営の安定化に向け取り組んでまいります。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の資金の状況については、福島県及び会津17市町村からの経営安定化補助金を受けています。これは、3ヵ年計画における経常損失分を支援するものであります。また、必要な設備投資の財源については、国及び自

治体の補助金を活用しております。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

前事業年度末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、当中間会計期間に重要な変更があったものはありません。

また、新たに確定した重要な設備の新設の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000
計	40,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (令和6年9月30日)	提出日現在発行数(株) (令和6年12月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	30,000	30,000	非上場	当社は単元株制度は採用しておりません。
計	30,000	30,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
令和6年4月1日 ～令和6年9月30日		30,000		1,500,000		

(5) 【大株主の状況】

令和6年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
福島県	福島県福島市杉妻町2番16号	9,500	31.67
会津若松市	福島県会津若松市東栄町3番46号	2,698	8.99
株式会社日本政策投資銀行	宮城県仙台市青葉区中央一丁目6番35号	1,600	5.33
南会津町	福島県南会津郡南会津町田島字後原甲3531 - 1	1,544	5.15
株式会社東邦銀行	福島県福島市大町3番25号	1,375	4.58
下郷町	福島県南会津郡下郷町塩生字大石1000	881	2.94
東武鉄道株式会社	東京都墨田区押上一丁目1番2号	800	2.67
会津信用金庫	福島県会津若松市馬場町2番16号	600	2.00
東北電力株式会社	宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号	600	2.00
株式会社福島銀行	福島県福島市万世町2番5号	500	1.67
株式会社大東銀行	福島県郡山市中町19番1号	500	1.67
計		20,598	68.66

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和6年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 30,000	30,000	
単元未満株式			
発行済株式総数	30,000		
総株主の議決権		30,000	

【自己株式等】

令和6年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)第282条及び第306条の規定に基づき、「財務諸表等規則」及び「鉄道事業会計規則」(昭和62年運輸省令第7号)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(令和6年4月1日から令和6年9月30日まで)の中間財務諸表について、公認会計士伊藤真大氏による中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は、子会社がないので、中間連結財務諸表は作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和6年3月31日)	当中間会計期間末 (令和6年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	149,249	181,003
未収運賃	10,750	12,343
未収金	95,919	17,575
棚卸資産	14,844	13,230
その他の流動資産	10,380	13,455
流動資産合計	281,144	237,608
固定資産		
鉄道事業固定資産	1, 2 311,369	1, 2 415,968
投資その他の資産		
その他の投資等	2,478	2,478
投資その他の資産合計	2,478	2,478
固定資産合計	313,847	418,446
資産合計	594,992	656,055
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,442	1,717
未払金	241,251	3 187,417
未払法人税等	9,587	9,031
預り連絡運賃	17,167	19,590
前受金	27	138,238
賞与引当金	9,906	12,207
その他の流動負債	5,411	8,832
流動負債合計	284,794	377,035
固定負債		
車両修繕引当金	104,213	125,525
役員退職慰労引当金	5,140	5,765
固定負債合計	109,353	131,290
負債合計	394,147	508,326
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,500,000	1,500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,299,155	1,352,271
利益剰余金合計	1,299,155	1,352,271
株主資本合計	200,844	147,728
純資産合計	200,844	147,728
負債純資産合計	594,992	656,055

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
鉄道事業営業利益		
鉄道事業営業収益	152,460	161,370
鉄道事業営業費	² 354,662	² 359,857
鉄道事業営業利益	202,202	198,487
その他事業営業利益		
その他事業営業収益	22,226	19,265
その他事業営業費	20,138	17,309
その他事業営業利益	2,087	1,955
全事業営業利益	200,114	196,531
営業外収益		
受取利息・割引料	0	11
雑収入	8,605	9,222
営業外収益合計	8,606	9,233
営業外費用		
雑損失	1	1
営業外費用合計	1	1
経常利益	191,509	187,298
特別利益		
補助金	¹ 159,326	¹ 138,101
特別利益合計	159,326	138,101
特別損失		
固定資産除却損	511	-
特別損失合計	511	-
税引前中間純利益	32,694	49,197
法人税、住民税及び事業税	3,412	3,918
中間純利益	36,107	53,115

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	1,500,000	1,305,385	1,305,385	194,614	194,614
当中間期変動額					
中間純利益		36,107	36,107	36,107	36,107
当中間期変動額合計	-	36,107	36,107	36,107	36,107
当中間期末残高	1,500,000	1,341,493	1,341,493	158,506	158,506

当中間会計期間(自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	1,500,000	1,299,155	1,299,155	200,844	200,844
当中間期変動額					
中間純利益		53,115	53,115	53,115	53,115
当中間期変動額合計	-	53,115	53,115	53,115	53,115
当中間期末残高	1,500,000	1,352,271	1,352,271	147,728	147,728

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	32,694	49,197
減価償却費	19,268	17,403
賞与引当金の増減額（は減少）	2,451	2,300
車両修繕引当金の増減額（は減少）	21,312	21,312
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	2,623	625
有形固定資産除却損	511	-
受取利息及び受取配当金	0	11
棚卸資産の増減額（は増加）	3,185	1,613
営業債権の増減額（は増加）	3,230	1,593
未収入金の増減額（は増加）	147,914	78,344
その他の流動資産の増減額（は増加）	3,342	3,074
仕入債務の増減額（は減少）	18	274
営業債務の増減額（は減少）	2,977	2,422
未払金の増減額（は減少）	114,107	28,382
前受金の増減額（は減少）	159,172	138,210
その他の流動負債の増減額（は減少）	2,274	3,421
小計	203,401	240,435
利息及び配当金の受取額	0	11
法人税等の支払額	-	4,423
法人税等の還付額	891	0
営業活動によるキャッシュ・フロー	204,293	236,023
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	169,599	204,269
無形固定資産の取得による支出	357	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	169,957	204,269
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	34,336	31,753
現金及び現金同等物の期首残高	128,585	149,249
現金及び現金同等物の中間期末残高	¹ 162,922	¹ 181,003

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

貯蔵品	最終仕入原価法による原価法
商品	最終仕入原価法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～60年
機械装置及び車両	2～20年

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっています。

3 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支出見込額に基づき計上しています。

(2) 車両修繕引当金

車両修繕引当金は、鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成13年12月25日国土交通省令第151号)第90条の定めるところにより、車両に対して実施される定期検査「全般検査・重要部検査」の費用の引当金であります。

繰入額は、過去の実績を基準とした定期検査費用見積額のうち当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しています。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間期末要支給額を計上しています。

4 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行業務の内容及び当該履行業務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(1) 鉄道事業における普通乗車券販売

普通乗車券については、顧客を輸送した時点で収益を認識しております。

(2) 定期券収入

定期券については、通勤定期券、通学定期券等の販売をしております。このような乗車券類の販売については、定期券の有効期限にわたって履行義務が充足されるため、収益を認識する時期を有効開始月からの月割りとしています。

5 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許資金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなります。

6 その他中間財務諸表作成のための基本となる事項

(1) 工事負担金等の会計処理

当社は鉄道業における踏切道路拡幅工事等を行うにあたり、地方公共団体等により工事費の一部として工事負担金等を受けています。

これらの工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しています。

なお、損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を工事負担金等圧縮額として、特別損失に計上しています。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(中間貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (令和6年3月31日)	当中間会計期間 (令和6年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	1,196,024千円	1,213,038千円

2 鉄道事業固定資産の取得価額から直接減額された工事負担金等圧縮記帳累計額

	前事業年度 (令和6年3月31日)	当中間会計期間 (令和6年9月30日)
圧縮記帳額	7,235,023千円	7,238,802千円

3 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「未払金」に含めて表示しています。

(中間損益計算書関係)

1 補助金の主な内訳

	前中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
福島県よりの交付額		
会津鉄道経営安定化補助金	111,528千円	96,671千円
会津総合開発協議会よりの交付額		
会津鉄道経営安定化補助金	47,797千円	41,430千円

2 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
有形固定資産	18,905千円	17,013千円
無形固定資産	363千円	389千円
計	19,268千円	17,403千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	30,000			30,000
合計	30,000			30,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	30,000			30,000
合計	30,000			30,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額と関係

	前中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
現金及び預金	162,922千円	181,003千円
預入期間が3カ月を超える 定期預金	千円	千円
現金及び現金同等物	162,922千円	181,003千円

(リース取引関係)

該当事項なし

(金融商品関係)

「現金及び預金」、「未収運賃」、「未収金」、および「買掛金」、「未払金」、「預り連絡運賃」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を利用していないので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型の制度として、中小企業退職金共済法に基づく中小企業退職金共済制度に加入しております。

2 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前中間会計期間5,175千円、当中間会計期間5,237千円であります。

(ストックオプション等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

子会社及び関連会社がないため、記載していません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、旅客運輸事業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

【関連情報】

前中間会計期間(自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上がないため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しています。

当中間会計期間(自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上がないため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しています。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間(自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント
	旅客運輸業
鉄道事業	161,370
旅行業	550
販売業	18,714
顧客との契約から生じる収益	180,635
その他収益	
外部顧客への売上高	180,635

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針)の「4 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当中間会計期間
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	10,750
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	12,343
契約負債(期首残高)	3,560
契約負債(期末残高)	5,386

(注) 1. 顧客との契約から生じた債権は、貸借対照表では「未収運賃」として表示しております。
2. 契約負債は、貸借対照表の「その他の流動負債」に含めております。

契約負債は、主に、定期券の前受運賃であります。定期券については、有効開始日から終了日の期間にわたり利用可能であることから、有効開始日から終了日までの期間の経過に伴い履行義務が充足すると判断し収益を認識しており、前受運賃は顧客から受け取った定期代のうち中間会計期間末の翌日から終了日までに相当する金額となります。

当社で発行している定期券の有効期間は最長で6か月のため、前受運賃の期首残高のほとんどが、当中間会計期間に鉄道事業営業収益に計上されております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約であるため、残存履行義務に配分した取引価格を記載しておりません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (令和6年3月31日)	当中間会計期間 (令和6年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額	6,694円80銭	4,924円28銭
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(千円)	200,844	147,728
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(千円)	200,844	147,728
普通株式の発行済株式数(株)	30,000	30,000
普通株式の自己株式数(株)		
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式の数(株)	30,000	30,000

項目	前中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
(2) 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額()	1,203円56銭	1,770円52銭
(算定上の基礎)		
中間純利益金額又は中間純損失金額()(千円)	36,107	53,115
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る中間純利益金額 又は中間純損失金額()(千円)	36,107	53,115
普通株式の期中平均株式数(株)	30,000	30,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

- | | |
|---|------------------------|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度(第38期)(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日) | 令和6年6月28日
東北財務局長に提出 |
|---|------------------------|

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和6年12月27日

会津鉄道株式会社
取締役会 御中

伊藤公認会計士事務所
福島県会津若松市

公認会計士 伊藤 真 大

中間監査意見

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている会津鉄道株式会社の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第39期事業年度の中間会計期間（令和6年4月1日から令和6年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

私は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、会津鉄道株式会社の令和6年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（令和6年4月1日から令和6年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における私の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に

関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません